

**みかもクリーンセンター外LED照明整備事業に係る
公募型プロポーザル募集要項**

1. 事業の概要

(1) 事業の名称

みかもクリーンセンター外LED照明整備事業

(2) 事業の目的

国は、令和3年4月に、令和12年において、温室効果ガスを平成25年度比で46%削減を目指し、更に50%の高みに向け挑戦することを表明しました。

これを受け、本市は令和4年10月に「ゼロカーボンシティさの」を宣言し、カーボンニュートラルに向けた更なる取組を推進するための工程表である「ゼロカーボンシティさの実現に向けたロードマップ」を令和6年3月に策定し、重点プロジェクトとして公共施設等の脱炭素化の推進を掲げました。

現在、市有施設のほとんどで使用されている一般照明用の高圧水銀ランプ(水銀灯)は令和2年末で、一般照明用の蛍光灯(蛍光灯)は令和9年末で製造・輸出入が禁止となります。

このような社会情勢と本市の方針から、市有施設における全ての照明をエネルギー効果の高いLED灯へ交換することで、温室効果ガスの排出量や光熱費・修繕費等の維持管理費の削減と環境負荷の低減を図ります。

(3) 事業の契約手法

みかもクリーンセンター外LED照明整備事業(以下、「本事業」という。)は、公募型のプロポーザル方式により契約候補者を選定し、その後に詳細協議を実施し、DB方式での契約を締結することとします。

※DB方式とは、調査・設計(Design)、施工監理及び施工(Build)を、事業全体ととらえ、包括的に事業を行うことで効率化を図る手法です。

(4) 事業の場所及び対象設備と物件

①事業場所 市内全域

②対象設備 別途示す公共施設内の屋内・外の照明設備

予定施設数 120 施設

予定台数 16,413 台

予定灯数 23,442 灯

※対象設備の詳細は「みかもクリーンセンター外LED照明整備事業仕様書(以下、「仕様書」という。)」参照。

③対象物件

LED照明器具、取り付け金具、関連部材、管理プレートまたは管理ステッカー及び照明施設管理用データ(全体分及び各所管課分)。

(5) 事業の内容(詳細は、「仕様書」参照。)

本市が管理する同項（４）②・③で示す対象設備及び対象物件について、施工前の詳細な現場調査と設計を行い、LED 化工事の施工と施工監理業務を実施する。

また、施工により発生する廃棄物に関しては、リサイクル等適正な処分を実施する。

（６）事業の履行期間

契約締結日 から 令和 9 年 3 月 19 日 まで

（７）提案限度額

提案者は、以下に示す金額の範囲で事業内容を提案することとする。

なお、下記提案限度を超えた金額で提案した場合は、その提案書を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととする。

総額：1,459,370,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む（以下、「税込み」という。））

内訳額：

①調査・設計及び施工監理 (D) 210,573,000 円（税込み）

②施工 (B) 1,248,797,000 円（税込み）

※ただし、上記総額は契約時の予定額を示すものではない。

また、本事業に係る提案は、この提案限度額の金額を超えてはならない。

２．スケジュール

No.	実施内容	実施時期
1	実施手続き開始の公告	令和 7 年 5 月 29 日
2	募集要項等の公表期間 （佐野市ホームページで公表）	令和 7 年 5 月 29 日～令和 7 年 7 月 28 日
3	質問の受付期間	令和 7 年 5 月 29 日～令和 7 年 6 月 9 日
4	質問に対する回答期限	令和 7 年 6 月 11 日
5	プロポーザル参加表明書の受付期間	令和 7 年 5 月 29 日～令和 7 年 6 月 12 日
6	提案資格の審査期間	令和 7 年 6 月 12 日～令和 7 年 6 月 16 日
7	提案資格確認結果 及びプロポーザル参加要請の通知	令和 7 年 6 月 17 日
8	提出意思確認書の受付期間	令和 7 年 6 月 18 日～令和 7 年 6 月 23 日
9	提案書受付期間	令和 7 年 6 月 24 日～令和 7 年 7 月 16 日
10	提案書内容の確認	令和 7 年 7 月 16 日～令和 7 年 7 月 17 日
11	審査（書類審査、ヒアリング審査）	令和 7 年 7 月 17 日～令和 7 年 7 月 25 日
12	結果通知	令和 7 年 7 月下旬
13	詳細協議及び仮契約	令和 7 年 8 月上旬
14	契約締結	令和 7 年 9 月下旬（議会承認後）

３．募集要項等の公表、募集要項に対する質問受付・回答

（１）募集要項及び仕様書の公表

募集要項（以下、「本要項」という。）及び仕様書の公表は、佐野市ホームページ（<https://www.city.sano.lg.jp/>）にて公表する。

公表期間は、令和 7 年 5 月 29 日（木）から令和 7 年 7 月 28 日（月）とする。

(2) 本要項及び仕様書に関する質問の受付及び回答

本要項及び仕様書に関する質問の受付及び回答は、次により行う。

①質問は、質問書（様式第1号）を使用すること。

なお、受付は電子メール（shisetsukanri@city.sano.lg.jp）のみとし、電話、FAX、持参等は不可とする。

また、電子メールの送信の際は、件名を「みかもクリーンセンター外LED照明整備事業 質問書（業者名）」と記載する。

電子メール発信後は、担当事務局へ電話し、メールの受信を確認をすること。

②受付期間 令和7年5月29日（木）から

令和7年6月9日（水）午後5時 まで（必着）

③質問に対する回答は、提出された質問を取りまとめて、令和7年6月11日（水）

までに佐野市ホームページ（<https://www.city.sano.lg.jp/>）で公表することとし、口頭による個別対応は行わない。

なお、回答は本募集要項及び仕様書と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

4. 参加表明書の提出及び応募者の役割・資格等

(1) 提案方法及び提出書類

応募しようとする者は、複数の企業によるグループ企業での応募とし、以下の方法にて提案を行うことができる。

①プロポーザル参加表明書等

プロポーザルに参加を表明する者は、プロポーザル参加表明書等書（同号②で定める書類）を作成し、下記の期間中に所定の場所に持参にて必要部数を提出しなければならない。

(ア) 受付期間 令和7年5月29日（木）から令和7年6月12日（木）（必着）

(イ) 受付時間 開庁日の午前8時30分から午後5時まで

(ウ) 受付場所 栃木県佐野市高砂町1番地

佐野市 総合政策部 財産活用課 施設管理係

(エ) 様式の公表方法 佐野市ホームページ（<https://www.city.sano.lg.jp/>）での公表

※ただし、公表期間は令和7年5月29日（木）から令和7年7月28日（月）とする。

②提出書類

応募しようとする者は、以下の書類について各々書類に符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを3部（正本1部、副本2部）提出する。

なお、同項（４）応募者の資格で定めている要件が確認できる証明書、認証の写し、契約書の写し等の添付も同様に綴じこむこと。

（ア）プロポーザル参加表明書（グループ代表者のみ）・・・・・・・・・・様式第２号
・代表企業名で作成し代表者の押印（実印）をする。

（イ）グループ構成表（グループ構成員全て）・・・・・・・・・・様式第３号
・様式に従い、全てのグループ構成員の役割の記載と押印（実印）をする。
・構成員が所定様式に収まらない場合は、適宜複数ページに分けて作成すること。
・構成員の中で施工役割をになう企業は、「佐野市建設共同企業体取扱要綱（告示第 161 号）」第 12 条 3 項に定める次の書類を併せて提出すること。

①特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書（別記様式第 2 号）

②特定建設工事共同企業体協定書（別記様式第 3 号）

③各グループ構成員の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

（ウ）会社概要・企業状況表（グループ構成員全て）・・・・・・・・・・様式第 4 号、5 号
・様式に従い記載し、詳細は会社案内等のパンフレットに替えることも可とする。

（エ）印鑑証明書（グループ構成員全て）
・所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前 3 ヶ月以内に発行されたもの。

（オ）商業登記簿謄本（グループ構成員全て）
・現に効力を有する部分の謄本の正本で、受付日前 3 ヶ月以内に発行されたもの。

（カ）財務諸表（グループ構成員全て）
・最新決算年度の貸借対照表、損益計算表、減価償却明細表、利益処分（損失処分）計算書、連結決算分も提出すること。

なお、写しでも可とする。

（キ）納税証明書（グループ構成員全て）
・最新決算年度の国税及び地方税の納税証明書（「未納無し」等の記載があるものとする。）の正本または納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書を提出する。

なお、事務所が複数箇所ある場合には、本店所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

（ク）暴力団などに該当しないことの誓約書（グループ構成員全て）・・様式第 6 号

（ケ）建設業の許可証（該当するグループ構成員のみ）

・施工役割を担うグループ構成員は、建設の許可証を提出すること
（写しでも可）。

（コ）事業実績等一覧表（該当するグループ構成員分のみ）・・・・・・・・・・様式第 7 号
・令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間で、元請またはグループ構成員として受注及び契約をし、完了したものを対象とすること。

また、各実績を証明できる書類（契約書等）を提出すること（写しでも可）。

なお、下記に示す役割ごとの実績例を参考に記載すること。

【統括役割（グループ代表者）】

公共施設等の LED 化事業（ESCO 方式やリース方式）など

【調査・設計及び施工監理役割、照明施設管理用データ構築役割】

LED 照明一括 ESCO またはリース事業等での実施、照明設備の設計業務若しくは工事監理業務（建築士法第 2 条第 7 項、建築基準法第 5 条の 4 第 4 項、第 5 項）、現場技術業務（国土交通省土木工事共通仕様書の現場技術員）など

【施工役割】

公共施設等の LED 化工事など

【その他役割】

公共施設等の LED 化事業（ESCO 方式やリース方式）など

（サ）監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し

（該当するグループ構成員分）

- ・施工役割を担う構成員のうち、専任で配置する監理技術者については、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（表・裏）の写しを提出すること。

（シ）電気工事に係る国家資格証明書の写し（該当するグループ構成員のみ）

- ・施工役割を担うグループ構成員のうち、専任で配置する主任技術者については、電気工事に係る国家資格を有することを証明できる証明書の写しを提出すること。

（２）応募者の役割

応募者は、本事業を行う能力を有する複数企業で構成するグループ（以下「グループ」という。）とし、グループ構成員（以下、「構成員」という。）全てを明らかにし、以下に示す各々の役割について担当する企業を明確にする。

①統括役割（グループ代表者）

本事業において契約を締結する代表者とし、調査・設計及び施工監理、施工及び照明施設管理用データ構築の全体管理を行うものとする。

構成員の中から代表者を 1 者選定し、選定された代表者は、本市との対応窓口となり、契約及び個別の承認等諸手続きを行う。

また、本事業を行う上でのリスク等において、本市に対し一括して責任を負う。

※本事業の応募にて、目的会社での応募又は新規に設立する予定がある場合は、その目的会社の代表者または予定代表者が統括役割（グループ代表者）として応募すること。

②調査・設計及び施工監理役割

対象施設照明の器具の状態（損耗度等）及び器具寸法を詳細に把握し、施工時における作業車の進入障害や高所現場の安全確認等を事前に行い、調達する器具選定と施工計画を立案でき、かつ、施工中の監理業務を担える者とする。

③施工役割

設計に基づき適切に施工が実施できる者とする。

なお、施設毎の進捗確認として工事監督のみを行う者も含む。

④照明施設管理用データ構築役割

LED 照明交換の設計及び施工に基づき、器具及びランプの詳細なデータベースを作成する。

また、事業終了後に引き継ぐ照明施設管理用データ（所管部署毎の導入機器リスト等）について、本市と協議して構築する者とする。

⑤ その他役割

資金面や材料調達のみを担うなど、間接的に事業遂行の一部を担う上記①～④以外の業務を行う者とする。

（３）応募者役割等の制限

同一の構成員が複数の役割に当たることを妨げない。

ただし、前号②と③を同一の構成員が兼ねることは出来ない。

応募者の構成員が、本事業の他の応募グループと重複して構成員になることを禁止し、また、提案書提出後の変更も認めない。

なお、契約の締結にあたり特別目的会社等を設立することも可とし、設立の意思及び予定がある場合は、参加表明書に明記するとともに、契約締結前までに特別目的会社等を設立すること。（既に特別目的会社が設立されている場合は、定款の内容を整合させることとする。）

※設立とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の定めにより、法人登記の申請受付がされた時をいう。

（４）応募者の資格

応募者は、参加表明書の受付期限日現在において、次の要件を全て満たす者であること。

①統括役割（グループ代表者）を担う構成員は、佐野市入札参加資格者名簿（建設工事）に電気工事業として登録しており、かつ、本市に本店を有する企業であること。

また、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 の期間において、本市との入札による契約実績（電気工事）を有し、かつ、過年度に照明灯等の LED 化事業での実績（以下、「同種実績」という。）を有する者であること。（同種の ESCO またはリース事業として参画（構成員等）をしていることが証明出来る資料等の提出があれば、地方自治体との直接契約を交わした代表企業でなくても良い。))

なお、構成員の中に同種実績のある企業が含まれている場合、その証明が出来る資料を提出することで、統括役割（グループ代表者）企業が同種実績を有することを免除することが出来る。

②調査・設計及び施工監理役割を担うグループ構成員は、佐野市入札参加資格者名簿（建設工事、測量・設計・建設コンサルタント）に登録している企業であること。

③施工役割を担う構成員 2 者以上とし、内 1 者は必ず電気工事業の特定建設業許可を受けている者であること。

また、本役割を担う構成員は、佐野市入札参加資格者名簿（建設工事）に電気工事業として登録しており、かつ、本市に本店を有する企業であること。

施工役割の代表者は、電気工事の施工に係る監理技術者（監理技術者講習修了証を併せて有する者）を専任で配置できること。

その他の構成員は、電気工事に係る国家資格を有する主任技術者を専任で配置できることとし、営業所の専任技術者との兼務は出来ないこととする。

④照明施設管理用データ構築役割を担う構成員は、佐野市入札参加資格者名簿（建設工事、測量・設計・建設コンサルタント）のいずれかに登録している企業であること。

なお、同号②の役割を担う構成員との重複も可とする。

⑤その他役割を担う構成員は、佐野市入札参加資格者名簿（建設工事、測量・設計・建設コンサルタント、物品役務）のいずれかに登録している企業であること。

なお、同号①～④の役割を担うものが兼ねる場合は不要とする。

⑥地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に規定する者（未成年者、被保佐人又は非補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

⑦地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項の規定により、本市の入札参加制限を受けていない者であること。

⑧本事業の公告日から提案書提出期限までの期間に、佐野市競争入札参加者指名停止要綱（平成 17 年佐野市告示第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する指名停止の期間中でないこと。

なお、指名停止の措置を受けた時は、当該資格を喪失するものとする。

⑨暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条または第 4 条の規定に基づき、都道府県公安委員会が指定した暴力団員等の構成員と関係を有すると認められるものに該当しないこと、並びに佐野市暴力団排除条例に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

⑩破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条の規定による破産手続きの申立てをしていないこと。

⑪会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により更生手続開始の申立てがなされていないこと。

または、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

⑫国税及び地方税の滞納がない者。

⑬健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。

ただし、上記保険の全部または一部について法律で適用が除外されている者は、この限りではない。（統括役割（グループ代表者）及び施工役割を担う構成員のみ適用）

⑭本事業に係る【田沼行政センター外照明灯 LED 化に係る詳細及び実態調査業務委託】の受託者である「アクリーグ㈱」と資本関係または人的関係のある者でないこと。

5. 提案資格の審査及び提案要請

（１）本市は、プロポーザル参加表明書等により本プロポーザルの提案資格を有する者であるかを確認し、その結果を統括役割（グループ代表者）に対して「提案資格確認結果通知書（様式第 8 号）」により通知する。

また、「プロポーザル参加要請書（様式第 9 号）」により応募者に「提出意思確認書（様式第 12 号）」と「提案書（様式第 13 号）」の書類提出を要請する。

（２）提案資格を有することが認められなかった応募者は、提案資格確認結果を通知した日の 翌日から起算して閉庁日を含まない 7 日以内に、「非要請理由請求書（様式第 10 号）」により、本市に対して非要請理由について説明を求めることができる。

なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

①受付時間 本要項 4（１）①（イ）と同じ。

②受付場所 本要項 4（１）①（ウ）と同じ。

（３）上記の回答は、説明を求めた日から起算して閉庁日を含まない 10 日以内に「非要請理由回答書（様式第 11 号）」により行うこととする。

ただし、応募者は、提案資格確認結果に対する異議を申し立てることはできない。

（４）プロポーザル参加要請書と併せて、統括役割（グループ代表者）宛てに、電子メールにて次の資料（PDF 形式）の成果品を送付する。

なお、資料に対する質問は受け付けないものとする。

・資料の内容

「令和 4 年度 田沼行政センター外照明灯 LED 化事業手法検討業務委託」

「令和 5 年度 田沼行政センター外照明灯 LED 化に係る詳細及び実態調査業務委託」

6. 提案書の提出

提出意思確認書にて提出を申し出た統括役割（グループ代表者）は、以下に定める書類を作成要領に従って、所定の様式により提案書を作成し、下記の期間中に所定の場所に持参にて必要部数を提出しなければならない。

（１）提出方法

①受付期間 令和 7 年 6 月 24 日（火）から令和 7 年 7 月 16 日（水）まで

②受付時間 開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。

③受付場所 本要項 4（１）①（ウ）と同じ。

④様式の公表方法 本要項 4（１）①（エ）と同じ。

（２）提出書類

次の提出書類に、必要書類及び各様式のデータ一式を格納した CD-R を 1 部添えて、
各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A 4 縦長ファイルに綴じたものを
11 部（正本 1 部、副本 10 部）提出すること。

- ① 提案書（様式第 13 号）
- ② 提案総括表（様式第 14 号）
- ③ 事業効果（様式第 15 号）
- ④ 事業費内訳書（様式第 16 号）
- ⑤ 調査・設計及び施工監理に関する提案書（様式第 17 号）
- ⑥ 使用機器提案書（様式第 18 号）
- ⑦ 施工及び廃棄計画書（様式第 19 号）
- ⑧ 照明施設管理用データ構築に関する提案書（様式第 20 号）
- ⑨ 市内業者の活用に関する提案書（様式第 21 号）
- ⑩ その他の提案（様式第 22 号）

（3）作成要領

各提出書類を作成する際は、本要項及び仕様書を熟読した上で作成すること。

なお、A 4 判以外の様式については、A 4 判サイズに折り込むこと。

また、副本の作成には、審査にあたり提案企業が特定出来ないよう、統括役割（グループ代表者）、構成員及び器具の情報等について明確にしないこと。

①提案書（様式第 13 号）

指定の様式に従い記入し、統括役割（グループ代表者）を担う代表企業名で作成し実印を押印する。

②提案総括表（様式第 14 号）

提案全体の概要を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。

また、電気料金、CO2 の削減及び安全性などについて記載すること。

③事業効果（様式第 15 号）

事業効果について全体を通した提案を記載すること。

様式は自由（A 3 または A 4）として提出時には A 4 縦に綴じこむこと。

④事業費内訳書（様式第 16 号）

指定の様式に従い事業費内訳書を作成し、その根拠となる見積書及び見積内訳書（様式任意）を添付すること。

⑤調査・設計及び施工監理に関する提案書（様式第 17 号）

対象施設照明の現状を詳細に把握し、LED 照明への交換設計と施工現場の安全確認を事前に行い、施工に引継ぎ施工計画立案に支援する。

⑥使用機器提案書（様式第 18 号）

使用機器の詳細について、機器仕様や選定する機器の製造実績及び栃木県内での納入実績などを記載すること。

また、特殊照明については、適切な選定のポイントなどについて記載すること。

⑦施工及び廃棄計画書（様式第 19 号）

施工にあたり、施工計画・安全管理・廃棄計画・技術者の配置に関し、品質管理、施工完了期限、設備の引き渡し等について、重要と判断する事項について記載すること。

また、既存照明の廃棄計画及びリサイクルについて記載すること。併せて施工する上で近隣住民への配慮など工夫する提案があれば記載すること。

⑧照明施設管理用データ構築に関する提案書（様式第 20 号）

照明施設管理用データについて、使用する仕様、管理するデータ内容と管理項目、照明位置図の構築方法等について記載すること。

⑨市内業者の活用に関する提案書（様式第 21 号）

参加表明書提出時の構成表（様式第 3 号）に加え、その他市内事業者等の活用内容について記載すること。

⑩その他の提案（様式第 22 号）

本市が求める仕様以外の提案及び事業者が独自に提案できる内容があれば、記載すること。

なお、本要項 1（7）提案限度額の各々の額を超える提案は出来ない。

7. 参加を辞退する場合

提案書の要請を通知された応募者が、以降の参加を辞退する場合、令和 7 年 7 月 11 日（金）午後 5 時までに、提案辞退届（様式第 23 号）1 部を、担当事務局に持参または郵送（必着）で提出すること。

8. 提案書の評価

（1）審査（書類審査）

提出された提案書は、担当事務局で内容の確認を行う。

また、みかもクリーンセンター外 LED 照明整備事業評価委員会（以下、「評価委員会」という。）は、提出された提案書について、あらかじめ定められた以下の基準に基づき審査を行う。

(2) 評価基準

評価項目及び配点は次のとおりとし、1,000 点を満点とする。

評価項目		審査内容	評価の視点	様式	配点
1	企業概要	事業遂行能力、保有資格、市内業者数など	類似事業受注実績の豊富さ、ISO 認証取得状況、市内企業の参画と地域貢献度などにより評価する	第 3 号 ～ 第 7 号	200 点
2	事業効果及び事業費	事業効果（電気料の削減効果）、事業費など	電気料の削減と事業費を評価する	第 15 号 ～ 第 16 号	150 点
3	調査・設計及び施工監理	現地調査方法、電力契約照合等の方法、施工監理の方法及び体制、その他調査に関する創意工夫など	調査・設計の手法が適切、かつ、実効性のある計画であるか、施工監理の方法及び体制が明確であるかなどを評価する	第 17 号	100 点
4	使用機器	使用機器の信頼性・品質・性能など	使用機器の品質や信頼性に優れているか、納入実績が豊富にあるかなどを評価する	第 18 号	150 点
5	施工及び廃棄計画	施工計画、廃棄計画、地域住民等への配慮など	施工計画及び施工体制等が妥当であるか、リサイクルや廃棄計画などが適切かなどを評価する	第 19 号	100 点
6	照明施設管理用データ構築	照明施設管理用データの信頼性・汎用性など	照明施設管理用データの操作性や信頼性などに優れているかなどを評価する	第 20 号	100 点
7	市内事業者の活用	構成員以外の市内業者の活用	構成員以外の市内業者の活用の具体性や施工等実績について評価する	第 21 号	100 点
8	その他の提案	上記以外の独自の提案	本市にとって有益な提案があれば評価する	第 22 号	100 点
合計点数					1,000 点

(3) 審査（ヒアリング審査）

評価委員会が評価するとき、応募者から原則対面式でのヒアリングを行う。

ヒアリングの日時、場所等については、応募者の統括役割（グループ代表者）を担う企業に事前に通知する。

なお、提案書に記載した内容以外の新規提案、提案内容から逸脱した内容の説明は認

めない。

(4) 契約候補者の特定

評価委員会において厳正な評価を行い、最も評価点数が高い応募者を最優秀提案者として契約候補者とする。

また、次点の応募者を優秀提案者と選定し、契約候補者と見積徴収及び契約が出来なくなった場合に限り、次点の契約候補者として特定する。

各応募者の評価点数は、評価委員の点数を合算及び平均したものとし、最も高い評価点数を獲得した応募者が複数の場合（同点の場合）は、次の①から③の選考過程により最終順位を確定し、最優秀提案者とする。

なお、応募者が1者のみの場合は、基準点を満たした場合に最優秀提案者とする。

①同項（2）「評価基準」の「2 事業効果と事業費」の平均点が最も高い者

②同号①に該当する者が複数ある場合は、「4 使用機器」の平均点が最も高い者

③上記によりがたい場合は、委員会の協議により決定する。

(5) 基準点

配点合計の60%以上の得点である600点以上で、かつ、同項（2）「評価基準」の評価項目1～7における各配点の50%以上の得点とする。

9. 結果通知

(1) 契約候補者に対し、提案書が特定された旨を「結果通知書（様式第24号）」により通知します。

(2) 提出した応募者で最優秀者と選定されなかったものに対しては、その旨を「結果通知書（様式第24号）」により通知する。

(3) 同項（2）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して閉庁日を含まない7日以内に、「非特定理由請求書（様式第25号）」により、本市に対して非特定理由について説明を求めることができる。

なお、説明請求の受付時間及び受付場所は以下のとおりとする。

①受付時間 本要項6（1）②と同じ

②受付場所 本要項6（1）③と同じ

(4) 上記の回答は、説明を求めた日から起算して閉庁日を含まない10日以内に、「非特定理由回答書（様式第26号）」により行う。

ただし、応募者は、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

10. 結果の公表事項及び方法

評価委員会の評価結果に係る事項を公表する。

公表の方法は、佐野市ホームページ（<https://www.city.sano.lg.jp/>）で行う。

11. 詳細協議及び仮契約

(1) 見積徴取

契約候補者は、本事業に係る提案書内容について協議を行い、最終提案書に基づいた見積書を提出し、本市財務規則の定める手続きにより契約を締結することとする。

ただし、次のいずれかに該当し、契約候補者から見積徴取及び契約が締結できない場合には、次点の契約候補者を見積徴取の相手方として同様の協議を行う。

- ①契約候補者が、地方自治法施行令第167条の4に該当することとなったとき
- ②契約候補者が、本市から指名停止を受けることとなったとき
- ③契約候補者が、特定後に本要項に掲げる失格事項に該当して失格となったとき
- ④契約候補者からの見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき
- ⑤契約候補者が本事業の契約締結を辞退したとき
- ⑥その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能となったとき

(2) 契約金額及び支払い条件等

契約金額は、本事業に係る予算の範囲内とし、施工に係る部分については、契約保証金の納入を必要とする。

ただし、保険会社との保証契約の締結があれば免除することができる。

また、支払いについては、本事業契約約款に基づき、前払金等も請求することが出来る。

(3) 失格による契約の解除

本事業の契約後に、契約者が本要項に定める失格条項に該当していたことが明らかになった場合、契約を解除することがある。

12. 契約の締結

契約候補者は、本市と詳細協議が整い次第仮契約を締結し、その後、議会の承認が得られ場合、本契約を締結し受託事業者となる。

また、次点の契約候補者と協議することになった場合、協議が整えば次点の契約候補者と契約の締結を行うものとする。

13. 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合、その者が提出した参加表明書及び提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととする。

- (1) 提案書等が提出期限までに提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本要項1(7)に定める提案限度額を超えた金額で提案した場合
- (4) 本要項4に定める要件を満たしていない、または満たすことが出来なくなった場合
- (5) その他本募集要項の定めにした場合
- (6) 本件に関して不正あるいは公平を欠く行為等があった場合
- (7) 応募者（構成員含む。）は、本要項に定められた質問や書類等の提出を除き、本事業

業に係る本市職員との接触を禁止し、接触の事実が認められた場合は失格となる。

14. 事業実施に関する事項

(1) 誠実な事業遂行

①本市と契約を締結した事業者（以下、「事業者」という。）は、最終提案書及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に事業を遂行するものとする。

②事業の遂行にあたって疑義が生じた場合には、本市と協議するものとする。

(2) 本市と事業者の責任分担

①基本的な考え

提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。

ただし、天災や経済状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

②予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、以下の表1「予想されるリスクと責任分担」（以下、「分担表」という。）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。

なお、契約締結後に分担表に該当しない事項が発生した場合は、別途協議を行うものとする。

(3) 保険

分担表に示されたリスクに備えるため、事業者は自らの判断により、必要な保険に加入するものとする。

(4) 本市の体制

事業遂行にあたっては、総合政策部財産活用課に担当職員を配置し、必要な打合せ、協議及び確認等を行うものとする。

(5) その他

契約締結後、事業対象施設や器具の数量等が変動した場合、協議することができる。

表1 「予想されるリスクと責任分担」

区分	No.	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
				本市	事業者
共通事項	1	募集要項等	募集要項、仕様書等の記載事項に重大な誤りがあるもの	○	
	2	応募	応募費用の負担		○
	3	資金調達	事業に必要な資金の確保		○
	4	契約	市の責に帰すべき事由により事業契約ができない場合	○	
	5		事業者の責に帰すべき事由により契約が結べない場合		○
	6	提案の誤り	本事業の提案が達成できない場合		○
	7	安全性の確保	本事業における安全性の確保		○
	8	環境の保全	本事業における環境の確保		○
	9	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○
	10	許認可	市が取得すべき許認可が遅延した場合	○	
	11		事業者が取得すべき許認可が遅延した場合		○
	12	住民対応	事業内容等、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟	○	
	13		上記以外の調査・設計、工事に関する住民反対運動、訴訟		○
	14	第三者賠償	事業者が行う調査・設計、工事に起因し第三者に損害を及ぼした場合		○
	15		その他の事由により第三者に損害を及ぼした場合	○	
	16	債務不履行	市の責に帰すべき事由による債務不履行	○	
	17		事業者の責に帰すべき事由による債務不履行		○
	18	不可抗力	暴風、豪雨、地震、火災、騒乱、暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の予見可能な範囲を超えるもの	○	○
	19	物価変動	急激なインフレ・デフレ（契約額に対して影響のあるもののみ）	○	○
	20	仕様変更	市の責に帰すべき事由により仕様の変更を行う場合	○	
	21		事業者の責に帰すべき事由により仕様の変更を行う場合		○
	22	支払遅延・不能	本市から事業者へ支払いの遅延・不能によるもの	○	
	23	立入許可	必要な施設への立入りの許可が下りない場合の事業不履行	○	
	24	光熱費単価	光熱費単価の変動	○	

区分	No.	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
				本市	事業者
調査 設計 及び 施工	25	設計変更	市の責に帰すべき事由により設計の変更を行う場合	○	
	26		事業者の責に帰すべき事由により設計の変更を行う場合		○
	27	設計施工 遅延	市の責に帰すべき事由により設計施工が遅延し、事業契約に規定された完成時期より遅延する場合	○	
	28		事業者の責に帰すべき事由により設計施工が遅延し、事業契約に規定された完成時期より遅延する場合		○
	29	用地の確保	資材置き場等確保		○
	30	建設コスト 増大	市の責に帰すべき事由による工事費用等が増大する場合	○	
	31		事業者の責に帰すべき事由による工事費用等が増大する場合		○
	32	性能	仕様不適合（契約満了後に機器が所定の性能を達成しないことが発覚した場合も含む。）		○
	33	設備の損傷	設備引渡し前に生じた工事目的物や材料などの損傷、破損が生じた場合の損害		○
	34	施工監理	施工監理により生じた工事費、工期が増大した場合		○
	35	契約不適合 責任	契約不適合責任期間中に発見された設備に関する契約不適合責任		○

15. その他の留意事項

- （１）提出期限までに参加表明書を提出しない者は、提案書を提出することができない。
- （２）提出書類等の作成、提出、ヒアリング参加及び契約締結までに係わる費用は、全て応募者の負担とする。
- （３）提出書類等に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等の措置を行う場合がある。
- （４）提出された書類等の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じない。

なお、提出された書類等の著作権は本市に帰属し、事業者選定のみ利用され、他の目的には使用しない。

ただし、事務局は、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提案書等の複製、記録及び保存等を行うことがある。

- （５）本プロポーザルにおける評価結果は公表するものとする。

公表する内容は、プロポーザル参加者名、特定された者の名称、住所、評価点数及び特定されなかった者の評価点数とする。

- （６）本募集要項に定めのない事項に疑義が生じた場合は、協議により定める。

16. 担当事務局

本件に係る事務局は、次のとおりとする。

担 当 窓 口	佐野市 総合政策部 財産活用課 施設管理係
住 所	栃木県佐野市高砂町1番地
電話番号	0283-20-3050
ファックス番号	0283-21-5120
電子メール	shisetsukanri@city.sano.lg.jp
ホームページ	https://www.city.sano.lg.jp/